

「市川市地域振興施設」 指定管理者募集にかかる質疑と回答

(その2 : H28.11.12~16 受付分まで)

| NO | 質 疑 及 び 回 答 |
|-----|--|
| Q12 | 募集要項 (2 ページ) (3) その他の事業 イベントなどを提案した際に目的外と判断された場合の、本件に関する目的外使用料の額をご教示ください。 |
| A12 | 目的外使用料の算定方法は「市川市使用料条例」第3条に規定されているとおりとなります。 なお、算定を行う際に必要となる「市長が評価した価格」につきましては、本回答日時点において、土地は 28,500 円/m ² 、建物は建築前のため未定となっております。使用料の目安としては、地域振興施設敷地 (土地) を目的外のイベント等で 10 m ² 使用した場合の 1 ヶ月の目的外使用料は 28,500 円×10×3/1,000×1.08≒923 円となります。 ※「市川市使用料条例」は本市ウェブサイトでご覧いただけます。 |
| Q13 | 募集要項 (3 ページ) 6 - (1) 駐車場 駐車場の一部を使用し、イベントなどを開催することは可能でしょうか、またその際に使用料は発生しますかご教示ください。 |
| A13 | イベントの内容について、道路管理者 (駐車場の所管である国)、市及び警察と協議し、駐車場の機能、安全性等を確保の上、開催可能と考えています。また、使用料については、イベントの内容、種類によって異なるため、道路管理者等と協議願います。 |
| Q14 | 募集要項 (4 ページ) 6 - (2) 支出 「関東道の駅連絡会」の会費負担とありますが、年額はどの程度でしょうか、ご教示ください。 |
| A14 | 関東「道の駅」連絡会の会費は年額 50,000 円、合わせて加入することとなる全国「道の駅」連絡会の会費は年額 20,000 円となることから、合計 70,000 円となります (消費税込み)。 |
| Q15 | 募集要項 (4 ページ) 6 - (3) 内装工事 指定管理者の工事区分における規制事項等がありますでしょうか (例えば 床仕上げ等) ご教示ください。 |
| A15 | 各種法令順守の範囲内であれば特に規制はありません。 |
| Q16 | 募集要項 (4 ページ) 6 - (3) 内装工事 内装工事等については、現段階の提案を行い、選定いただきました後に実施計画書等で市川市様と協議ということよろしいでしょうか、ご教示ください。 |
| A16 | お見込みのとおりで構いません。 |

| | |
|-----|---|
| Q17 | 募集要項（10 ページ） 12-（5） 提出書類 正本は（4）の①～⑬ですが、副本は社名なしとなっていますが（4）の①～⑬をすべて提出し、必要箇所をマスキングするということによいですか、ご教示ください。 |
| A17 | A6にて回答しているとおりとなりますが、黒塗り等で社名がわからないようお願いいたします。 マスキングテープは剥がれてしまい、社名がわかってしまいますので、ご配慮をお願いいたします。 |
| Q18 | 募集要項（14 ページ） 21-② 駐車場の管理 「国が整備する」とありますが、夜間照明や監視カメラ、植栽などの整備はどのようになりますでしょうか、ご教示ください。 |
| A18 | 駐車場整備の他、夜間照明、監視カメラ、植栽についても国が整備します。 |
| Q19 | 募集要項（別紙4） 収支計画書 収支計画書の作成は、平成29～31年度の3ヶ年の提出という認識でよろしいでしょうか、ご教示ください。 |
| A19 | お見込みのとおりです。 3ヵ年経過後より収支が大きく変わる場合等で、3ヵ年以上の収支計画書を提出したい場合は提出しても構いません。 |
| Q20 | 応募要項（14 ページ） 21-③ 次世代電気自動車のインフラ整備とありますが、台数・仕様・補助金の活用の可否についてご教示ください。 |
| A20 | 台数は1台、仕様は指定しておりません。補助金につきましては、補助金を交付する団体にご確認ください。 |
| Q21 | 仕様書（5 ページ） 6-キ 受動喫煙の防止 受動喫煙の防止とありますが、喫煙所等の特別な密封した建屋を設置する予定はありますか、ご教示ください。 |
| A21 | X9X10の間に喫煙室を設けております。出入口は片引ドアとなっております。 |
| Q22 | 仕様書（6 ページ） イ 清掃業務 日常清掃・定期清掃とも場所の指定が記載されていますが、公園管理事務所他（募集要項1ページ下部に記載）の清掃・維持管理業務は指定管理者の管轄外と考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。 |
| A22 | お見込みのとおりです。 |
| Q23 | A・B・C工事の区分けはどのようになっていますか？（例：エアコンなど） |
| A23 | 図面7（ABC工事区分表）に示したとおりとなります。例にあるエアコン（空調設備）は本体工事として天井と共に本市が行ないます。 |
| Q24 | そうじ範囲の区分けはどのようになっていますか？（例：草取りなど） |

| | |
|-----|--|
| A24 | 仕様書 5～6 ページ②維持管理業務に記載したとおりとなります。ただし、A 2 2 で回答しているとおり、募集要項 1 ページ下部に記載している公園管理事務室他は市が行ないます。 |
| Q25 | 電球などの消耗品の管理は指定管理業者の方で良いでしょうか？ |
| A25 | お見込みのとおりです。 |
| Q26 | 建物の火災保険・地震保険への加入は必須でしょうか？ |
| A26 | 必須ではありません。任意にご判断ください。 なお、本市は当該建物について全国市有物件災害共済会の加入を予定しております。 |
| Q27 | もし指定業者になった場合、店名などは出してしまうて大丈夫でしょうか？ |
| A27 | 店名を出すことは可能と考えておりますが、看板等の大きさや場所等は協議となります。また、要項 2 ページに記載したとおり、店舗等の名称や看板等のデザイン等については、十分配慮を行う事としております。 |
| Q28 | オープニングセレモニーは必須でしょうか？ |
| A28 | 必須となります。 |
| Q29 | エアコン・トイレの故障はどちらが保証するのでしょうか？ |
| A29 | 要項 3 ページ 6. 事業収支に関する事項 (2) 支出の①に記載のとおり、管理運営業務にかかる費用は指定管理者の負担としております。 ただし、要項 1 0 ページ 1 0. リスク分担表に記載のとおり、設計・構造上の原因による場合や、明らかに工事による施設等の欠陥と判断されたものは市が負担します。 |
| Q30 | 供用部の電気代はどちらが負担するのでしょうか？ |
| A30 | 図面 X 8 X 1 0 の間にある公園管理事務室、倉庫、会議室につきましては、本市が負担をいたしますが、それ以外は指定管理者の負担となります。 |